

薬事委員会にて承認された適応外使用医薬品

当院の薬事委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。この、内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、かかりつけの診療科の主治医にお伝えください。

実施内容	低カリウム血症に対する高濃度注射用カリウム製剤の使用
実施責任者	独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院 病院長 内山 明彦
対象患者	当院で治療を受ける患者さんで、低カリウム血症を呈した患者
承認日	2023年 7月 21日
実施期間	2023年 9月 25日より
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>低カリウム血症に対する治療は、通常内服薬でカリウムの補充を行いますが、重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L以下に希釈し20mEq/時を超えない速度、1日投与量として100mEq以下で使用することとされています。しかし、当院においては、輸液量を絞る必要がある場合や急な補正が必要な場合、<u>投与濃度400mEq/Lまで、1日投与量200mEqまでの使用を、手術室・ICU・HCU・NICU・透析室および血液内科において認めています。</u></p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがありますが、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた使用法へ移行します。なお、高濃度で使用する場合は、以下の事項をすべて遵守すると定めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 頻回の血清カリウム値確認（場合により心電図モニター装着） 2. 中心静脈から投与する（透析は透析回路） 3. 輸液ポンプまたはシリンジポンプを用いて投与する 4. 投与速度は、20mEq/時以下と<u>添付文書で定められた範囲内の投与とする</u>
備考	適応外使用の薬物により発生した副作用については、国の「医薬品副作用被害救済制度」の対象外になる場合があります。
問い合わせ先	独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院 TEL：093-641-5111（代表）より かかりつけの主治医へ